

令和 5 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案



概 要

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 8 1 号	上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例 の制定について……………	1
議案第 8 2 号	上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について……………	2
議案第 8 3 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について……………	3
議案第 8 4 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……	4
議案第 8 5 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……………	5
議案第 8 6 号	上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	6
議案第 8 7 号	上尾市こども医療費支給条例の一部を改正する条例 の制定について……………	7
議案第 8 8 号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	8
議案第 8 9 号	町の区域を新たに画し、及び変更することについて……	9
議案第 9 0 号	市道路線の認定について……………	1 0
議案第 9 1 号	市道路線の廃止について……………	1 3
議案第 9 2 号	市道路線の廃止について……………	1 6

<p>議案第 8 1 号</p> <p>上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(市民生活部交通防犯課)</p>	
1 提案理由	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>引用する条項が変更になったことによる規定の整理を行う。</p> <p>条例第 1 条の改正部分</p> <p>【改正前】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。) 第 7 条第 1 項</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。) 第 8 条第 1 項</p> <p>条例第 2 条第 2 項の改正部分</p> <p>【改正前】 法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】 法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画</p>
3 施行期日	公布の日

議案第 8 2 号

上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務部職員課)

<p>1 提案理由</p>	<p>人事院勧告に準じて市職員の給与改定を行うほか、地方自治法の一部改正に伴い会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようにするもの</p>																																				
<p>2 内容</p>	<p>1 職員の給料表の改定</p> <p>(1) 若年層に重点を置いた給料月額の上上げ</p> <p>(2) 令和 5 年 4 月分以降の給料に遡及適用</p> <p>2 職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定</p> <p>(1) 期末手当及び勤勉手当の支給月数を 0. 0 5 月分引上げ</p> <p>(2) 令和 6 年度以降の期末手当及び勤勉手当の均等配分 (単位：月分)</p> <table border="1" data-bbox="424 887 1396 1514"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和 5 年度 (現行)</th> <th>令和 5 年度 (改定後)</th> <th>令和 6 年度 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">期末 手 当</td> <td>6 月期</td> <td>1. 20 (0. 675)</td> <td><u>1. 20</u> (<u>0. 675</u>)</td> <td><u>1. 225</u> (<u>0. 6875</u>)</td> </tr> <tr> <td>1 2 月期</td> <td><u>1. 20</u> (<u>0. 675</u>)</td> <td><u>1. 25</u> (<u>0. 70</u>)</td> <td><u>1. 225</u> (<u>0. 6875</u>)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>2. 40</u> (<u>1. 35</u>)</td> <td><u>2. 45</u> (<u>1. 375</u>)</td> <td>2. 45 (1. 375)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">勤 勉 手 当</td> <td>6 月期</td> <td>1. 00 (0. 475)</td> <td><u>1. 00</u> (<u>0. 475</u>)</td> <td><u>1. 025</u> (<u>0. 4875</u>)</td> </tr> <tr> <td>1 2 月期</td> <td><u>1. 00</u> (<u>0. 475</u>)</td> <td><u>1. 05</u> (<u>0. 50</u>)</td> <td><u>1. 025</u> (<u>0. 4875</u>)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>2. 00</u> (<u>0. 95</u>)</td> <td><u>2. 05</u> (<u>0. 975</u>)</td> <td>2. 05 (0. 975)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末手当及び 勤勉手当の合計</td> <td><u>4. 40</u> (<u>2. 30</u>)</td> <td><u>4. 50</u> (<u>2. 35</u>)</td> <td>4. 50 (2. 35)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を示し、期末手当及び勤勉手当の支給月数を 0. 0 2 5 月分引上げ</p> <p>3 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定</p> <p>(1) 期末手当の支給月数を 0. 1 月分引上げ</p> <p>(2) 令和 6 年度以降の期末手当の均等配分</p> <p>4 会計年度任用職員の勤勉手当の新設</p> <p>地方自治法の一部改正に伴い、勤勉手当を新設</p>			令和 5 年度 (現行)	令和 5 年度 (改定後)	令和 6 年度 以降	期末 手 当	6 月期	1. 20 (0. 675)	<u>1. 20</u> (<u>0. 675</u>)	<u>1. 225</u> (<u>0. 6875</u>)	1 2 月期	<u>1. 20</u> (<u>0. 675</u>)	<u>1. 25</u> (<u>0. 70</u>)	<u>1. 225</u> (<u>0. 6875</u>)	合計	<u>2. 40</u> (<u>1. 35</u>)	<u>2. 45</u> (<u>1. 375</u>)	2. 45 (1. 375)	勤 勉 手 当	6 月期	1. 00 (0. 475)	<u>1. 00</u> (<u>0. 475</u>)	<u>1. 025</u> (<u>0. 4875</u>)	1 2 月期	<u>1. 00</u> (<u>0. 475</u>)	<u>1. 05</u> (<u>0. 50</u>)	<u>1. 025</u> (<u>0. 4875</u>)	合計	<u>2. 00</u> (<u>0. 95</u>)	<u>2. 05</u> (<u>0. 975</u>)	2. 05 (0. 975)	期末手当及び 勤勉手当の合計		<u>4. 40</u> (<u>2. 30</u>)	<u>4. 50</u> (<u>2. 35</u>)	4. 50 (2. 35)
		令和 5 年度 (現行)	令和 5 年度 (改定後)	令和 6 年度 以降																																	
期末 手 当	6 月期	1. 20 (0. 675)	<u>1. 20</u> (<u>0. 675</u>)	<u>1. 225</u> (<u>0. 6875</u>)																																	
	1 2 月期	<u>1. 20</u> (<u>0. 675</u>)	<u>1. 25</u> (<u>0. 70</u>)	<u>1. 225</u> (<u>0. 6875</u>)																																	
	合計	<u>2. 40</u> (<u>1. 35</u>)	<u>2. 45</u> (<u>1. 375</u>)	2. 45 (1. 375)																																	
勤 勉 手 当	6 月期	1. 00 (0. 475)	<u>1. 00</u> (<u>0. 475</u>)	<u>1. 025</u> (<u>0. 4875</u>)																																	
	1 2 月期	<u>1. 00</u> (<u>0. 475</u>)	<u>1. 05</u> (<u>0. 50</u>)	<u>1. 025</u> (<u>0. 4875</u>)																																	
	合計	<u>2. 00</u> (<u>0. 95</u>)	<u>2. 05</u> (<u>0. 975</u>)	2. 05 (0. 975)																																	
期末手当及び 勤勉手当の合計		<u>4. 40</u> (<u>2. 30</u>)	<u>4. 50</u> (<u>2. 35</u>)	4. 50 (2. 35)																																	
<p>3 施行期日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度分の改定は、公布の日 令和 6 年度分以降の改定及び 4 は、令和 6 年 4 月 1 日 																																				

議案第 8 3 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由

市職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引き上げるもの

2 内容

期末手当の支給割合の改定

- (1) 期末手当の支給割合を 0.1 月分引上げ
- (2) 令和 6 年度以降の期末手当の均等配分

(単位：月分)

	令和 5 年度 (現行)	令和 5 年度 (改定後)	令和 6 年度 以降
6 月期	2.20	<u>2.20</u>	<u>2.25</u>
12 月期	<u>2.20</u>	<u>2.30</u>	<u>2.25</u>
合計	<u>4.40</u>	<u>4.50</u>	4.50

3 施行期日

- ・ 令和 5 年度分の改定は、公布の日
- ・ 令和 6 年度分以降の改定は、令和 6 年 4 月 1 日

議案第 8 4 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部市民税課)

1 提案理由	地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に関し森林環境税の賦課徴収に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>1 個人の市民税</p> <p>(1) 森林環境税の賦課徴収に係る規定の整備 森林環境税（国税）が令和 6 年度から創設されることに伴い、均等割の賦課徴収に併せて森林環境税の賦課徴収を行うことができるよう規定を整備する。</p> <p>(2) 上場株式等の特定配当等に係る課税方式の統一 特定配当等及び特定株式等譲渡所得については、これまで所得税と異なる課税方式を選択できたが、公平性の観点から所得税の課税方式と一致させる。</p> <p>(3) 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し 国外に居住する年齢 30 歳以上 70 歳未満の親族は、留学生等の特定の条件に該当しない場合、扶養控除等の適用対象から除外する。</p> <p>2 軽自動車税</p> <p>不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行った自動車メーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を 10% から 35% に引き上げる。</p>
3 施行期日	令和 6 年 1 月 1 日

議案第 8 5 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について


(市民生活部保険年金課)

<p>1 提案理由</p>	<p>地方税法施行令の一部改正を踏まえ本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるほか、埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）に基づき税率を見直すもの</p>																													
<p>2 内容</p>	<p>1 賦課限度額の引上げ</p> <p>国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げる。</p> <p>2 税率の見直し</p> <p>埼玉県から示されている標準保険税率とのかい離を段階的に解消するため、国民健康保険税の税率を見直す。</p> <table border="1" data-bbox="469 1021 1426 1541"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>所得割額</th> <th>均等割額</th> <th>所得割額</th> <th>均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額</td> <td>6.8%</td> <td><u>28,000円</u></td> <td>6.8%</td> <td><u>31,000円</u></td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額</td> <td><u>2.0%</u></td> <td><u>11,000円</u></td> <td><u>2.4%</u></td> <td><u>13,000円</u></td> </tr> <tr> <td>介護納付金課税額</td> <td>2.1%</td> <td>15,000円</td> <td>2.1%</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>10.9%</u></td> <td><u>54,000円</u></td> <td><u>11.3%</u></td> <td><u>59,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		現 行		改正後		所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	基礎課税額	6.8%	<u>28,000円</u>	6.8%	<u>31,000円</u>	後期高齢者支援金等課税額	<u>2.0%</u>	<u>11,000円</u>	<u>2.4%</u>	<u>13,000円</u>	介護納付金課税額	2.1%	15,000円	2.1%	15,000円	合計	<u>10.9%</u>	<u>54,000円</u>	<u>11.3%</u>	<u>59,000円</u>
	現 行		改正後																											
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額																										
基礎課税額	6.8%	<u>28,000円</u>	6.8%	<u>31,000円</u>																										
後期高齢者支援金等課税額	<u>2.0%</u>	<u>11,000円</u>	<u>2.4%</u>	<u>13,000円</u>																										
介護納付金課税額	2.1%	15,000円	2.1%	15,000円																										
合計	<u>10.9%</u>	<u>54,000円</u>	<u>11.3%</u>	<u>59,000円</u>																										
<p>3 施行期日</p>	<p>令和6年4月1日</p>																													

議案第 86 号

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について (子ども未来部保育課)

1 提案理由	本市における待機児童の現状を踏まえ、小規模保育事業の設備に関する基準を厚生労働省令で定める基準に従って見直すもの
2 内容	小規模保育事業所 A 型及び B 型について、保育室又は遊戯室の満 2 歳以上の幼児 1 人当たりの設備の面積に関する基準を 3.30 m ² 以上から 1.98 m ² 以上に見直す。
3 施行期日	公布の日

<p>議案第 87 号</p> <p>上尾市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(子ども未来部子ども支援課)</p>	
1 提案理由	<p>子育てをする保護者の経済的な負担を一層軽減するため、通院に係る子ども医療費の支給対象を拡大するもの</p>
2 内容	<p>令和 6 年 4 月診療分から、通院に係る子ども医療費の支給対象となるこどもの年齢を次のとおり拡大する。</p> <p>【改正前】</p> <p>通院：<u>15 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで</p> <p>入院：18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>通院：<u>18 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで</p> <p>入院：18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで</p>
3 施行期日	令和 6 年 4 月 1 日

議案第 88 号

工事請負契約の変更契約の締結について

(都市整備部みどり公園課)

1 提案理由

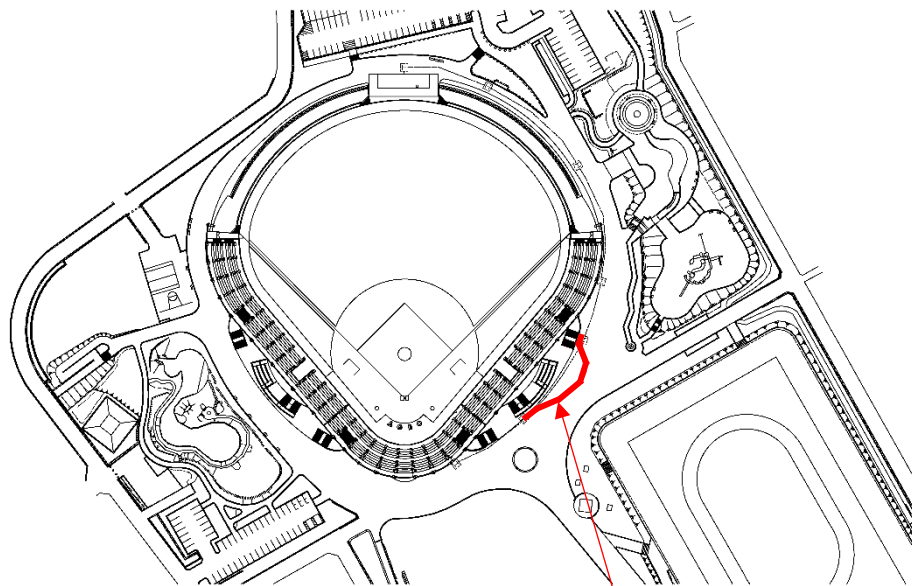
UDトラックス上尾スタジアムスコアボード改修工事における地中配線用の管路の新設に伴い、当該工事の契約金額を変更する契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、提案するもの

2 内容

UDトラックス上尾スタジアムスコアボード改修工事に関する工事請負契約(令和 5 年 9 月 29 日議決第 86 号)を次のとおり変更する契約を締結する。

- 1 変更前の契約金額 231,660,000 円
- 2 変更後の契約金額 233,086,700 円
- 3 今回変更による増額 1,426,700 円
- 4 工事の変更の概要 地中配線用の管路の新設

平面図



地中配線用の管路の新設 L = 40 m

議案第 89 号

町の区域を新たに画し、及び変更することについて

(総務部総務課)

1 提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の施行により現行の字界では行政執行上及び土地の維持管理上支障が生じるため、当該事業の施行区域について、町の区域を新たに画し、及び変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、提案するもの

2 内容

上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の施行により、土地の区画形質の変更及び道路の新設・整備改善が行われており、令和 6 年度中に換地処分を行う予定である。

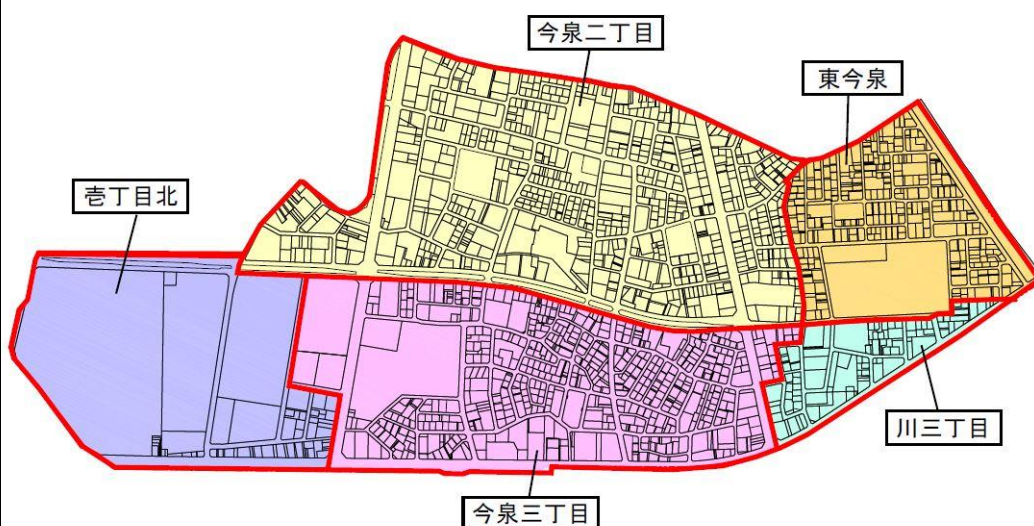
このことに伴い、当該事業の施行区域について、一体的に町の区域を新たに画し、及び変更する。

新しい町の名称

今泉二丁目、今泉三丁目、川三丁目、東今泉

※「壺丁目北」については、その区域のみ変更する。

区域明細図



議案第90号

市道路線の認定について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由

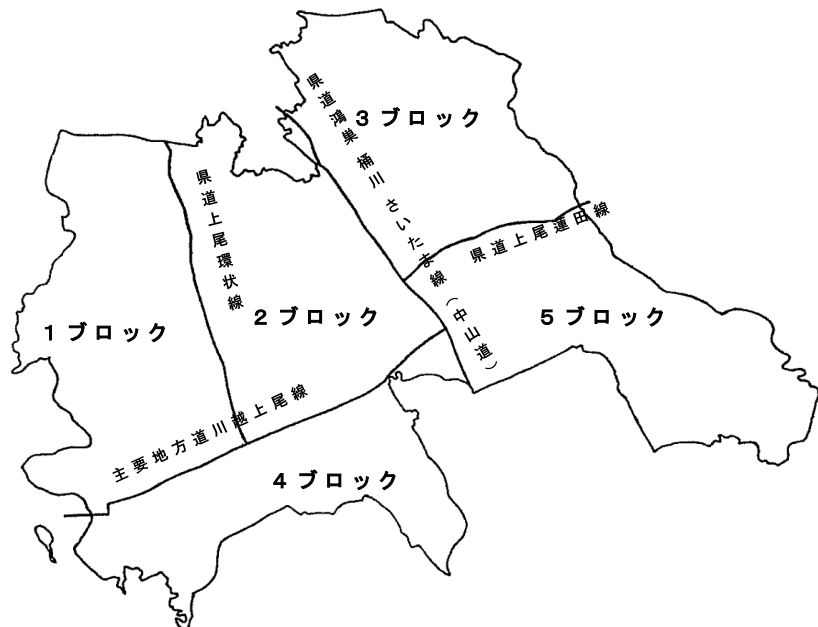
第二産業道路の一部が開通したことに伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容

第二産業道路の一部が開通したことに伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
5ブロック	51154号線 ～51171号線	18	1763.84

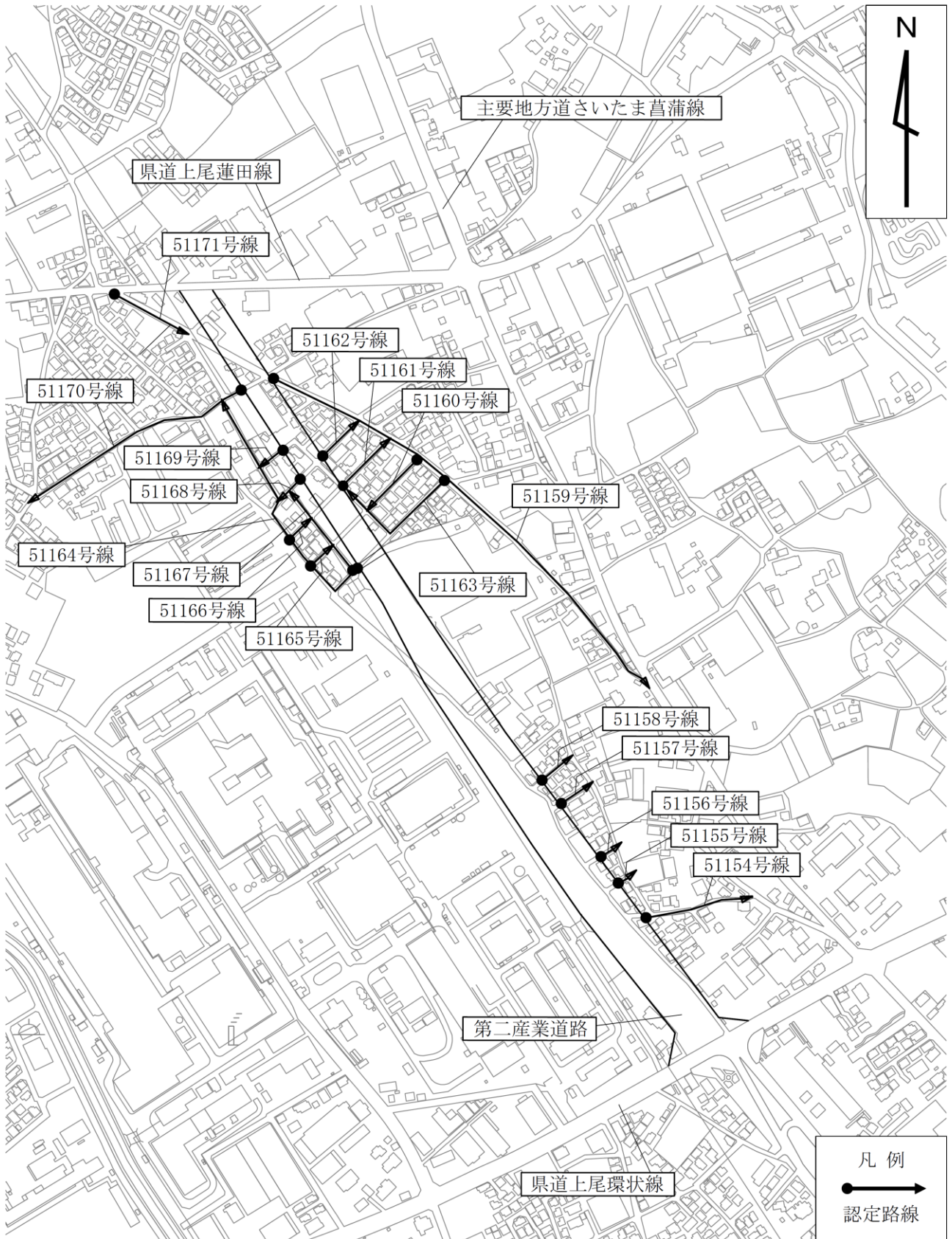
市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 5,000

5ブロック



5 1 1 5 4 号線	L= 1 1 5 . 6 9	W= 1 . 8 2 ~ 4 . 0 5
5 1 1 5 5 号線	L= 1 5 . 1 9	W= 4 . 0 0
5 1 1 5 6 号線	L= 2 3 . 5 7	W= 4 . 0 0
5 1 1 5 7 号線	L= 3 9 . 3 4	W= 2 . 8 6 ~ 2 . 8 9
5 1 1 5 8 号線	L= 3 5 . 8 2	W= 4 . 2 0
5 1 1 5 9 号線	L= 4 6 1 . 6 5	W= 3 . 3 1 ~ 7 . 3 1
5 1 1 6 0 号線	L= 7 6 . 6 3	W= 4 . 0 0
5 1 1 6 1 号線	L= 6 3 . 1 2	W= 4 . 0 0
5 1 1 6 2 号線	L= 4 7 . 0 1	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 2
5 1 1 6 3 号線	L= 1 3 6 . 1 4	W= 4 . 0 0
5 1 1 6 4 号線	L= 2 5 7 . 2 3	W= 1 . 8 2 ~ 4 . 0 3
5 1 1 6 5 号線	L= 2 4 . 0 3	W= 4 . 0 0
5 1 1 6 6 号線	L= 2 3 . 1 9	W= 4 . 0 0
5 1 1 6 7 号線	L= 9 5 . 2 6	W= 4 . 0 0
5 1 1 6 8 号線	L= 2 2 . 0 4	W= 4 . 0 0
5 1 1 6 9 号線	L= 2 3 . 2 2	W= 4 . 0 0
5 1 1 7 0 号線	L= 2 2 3 . 9 9	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 7 6
5 1 1 7 1 号線	L= 8 0 . 7 2	W= 6 . 9 4 ~ 7 . 0 0

議案第91号

市道路線の廃止について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由

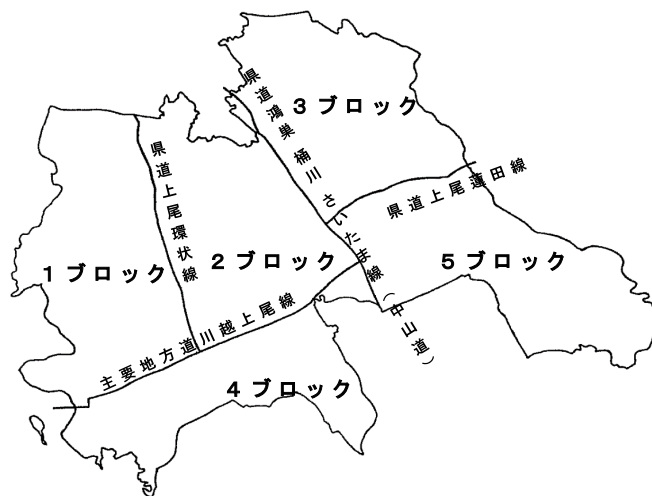
第二産業道路の一部が開通したことに伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容

第二産業道路の一部が開通したことに伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
5ブロック	50159号線	20	2750.27
	50163号線		
	50167号線		
	50171号線		
	50172号線		
	50785号線		
	50804号線		
	～50814号線		
	50833号線		
	50915号線		
50951号線			

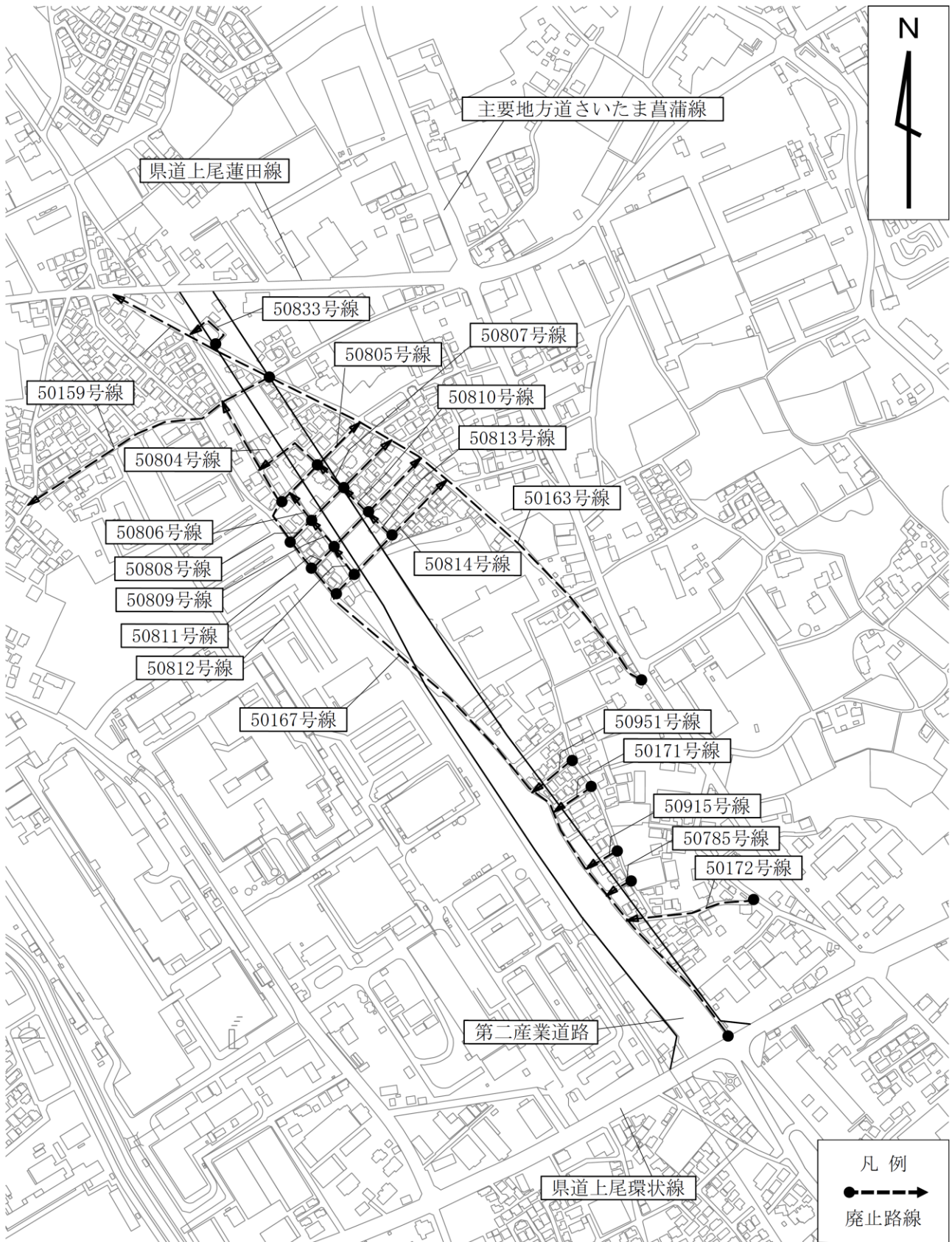
市道路線ブロック区分図



廃止路線図（位置図）

1 : 5,000

5ブロック



5 0 1 5 9 号線	L= 2 4 7 . 4 9	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 7 6
5 0 1 6 3 号線	L= 6 3 5 . 2 2	W= 3 . 3 1 ~ 7 . 3 1
5 0 1 6 7 号線	L= 7 9 2 . 2 6	W= 1 . 8 2 ~ 4 . 0 3
5 0 1 7 1 号線	L= 4 3 . 1 4	W= 1 . 8 2 ~ 1 . 8 4
5 0 1 7 2 号線	L= 1 2 2 . 3 2	W= 1 . 8 2 ~ 2 . 9 3
5 0 7 8 5 号線	L= 2 2 . 6 7	W= 4 . 0 0
5 0 8 0 4 号線	L= 6 7 . 8 3	W= 3 . 9 6 ~ 4 . 0 0
5 0 8 0 5 号線	L= 1 0 0 . 1 1	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 3
5 0 8 0 6 号線	L= 2 9 . 2 3	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
5 0 8 0 7 号線	L= 2 9 . 1 0	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
5 0 8 0 8 号線	L= 1 2 9 . 7 4	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
5 0 8 0 9 号線	L= 2 9 . 5 0	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
5 0 8 1 0 号線	L= 2 9 . 3 1	W= 3 . 9 9 ~ 4 . 0 0
5 0 8 1 1 号線	L= 1 4 1 . 7 4	W= 4 . 0 0
5 0 8 1 2 号線	L= 2 8 . 2 9	W= 3 . 9 9 ~ 4 . 0 1
5 0 8 1 3 号線	L= 2 8 . 1 4	W= 4 . 0 1
5 0 8 1 4 号線	L= 1 4 6 . 8 5	W= 4 . 0 0 ~ 6 . 5 0
5 0 8 3 3 号線	L= 5 0 . 4 1	W= 4 . 2 0 ~ 4 . 2 3
5 0 9 1 5 号線	L= 3 1 . 6 5	W= 4 . 0 0
5 0 9 5 1 号線	L= 4 5 . 2 7	W= 4 . 2 0

議案第92号

市道路線の廃止について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由

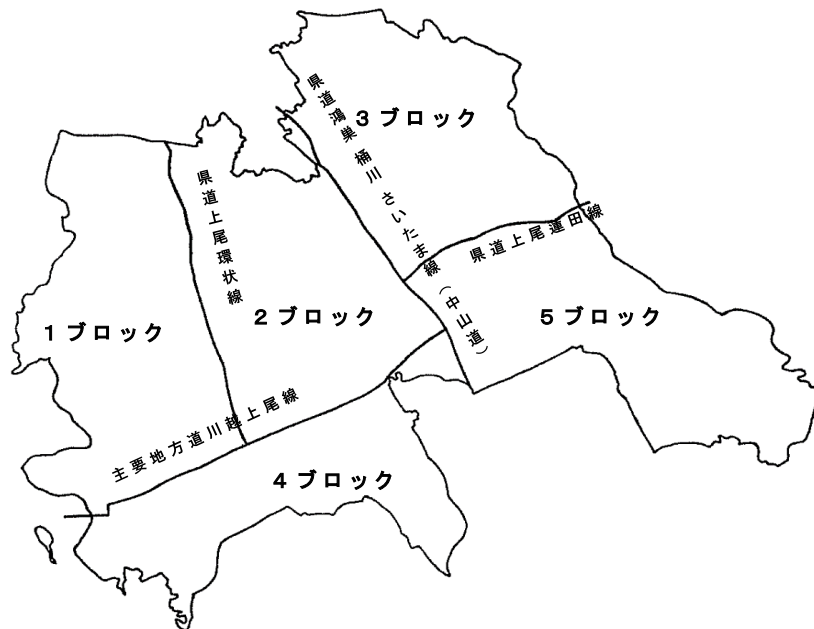
一般交通の用に供する必要がなくなった既存の市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容

一般交通の用に供する必要がなくなった既存の市道路線を廃止する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
1ブロック	10576号線	1	62.45

市道路線ブロック区分図



廃止路線図（位置図）

1 : 3,000

1ブロック



